

令和6年第1回足寄町議会定例会議事録（第5号）

令和6年3月19日（火曜日）

◎出席議員（13名）

1番 早瀬川 恵 君	2番 井 脇 昌 美 君
3番 榊 原 深 雪 君	4番 矢 野 利恵子 君
5番 田 利 正文 君	6番 高 橋 健 一 君
7番 木 村 明 雄 君	8番 細 川 勉 君
9番 川 上 修 一 君	10番 進 藤 晴 子 君
11番 多治見 亮 一 君	12番 二 川 靖 君
13番 高 橋 秀 樹 君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	東海林 弘 哉 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	保 多 紀 江 君
福 祉 課 長	森 岡 彰 寿 君
住 民 課 長	金 澤 眞 澄 君
経 済 課 長	佐々木 康 仁 君
建 設 課 長	松 野 孝 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	加 藤 勝 廣 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	丸 山 一 人 君
---------	-----------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 弘 幸 君
-------------------	-----------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	横 田 晋 一 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	飯 野 真 有 君

◎議事日程

日程第 1	意見書案第 1 号	将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する意見書＜P 3＞
追加日程第 1	議案第 27 号	令和 6 年度足寄町一般会計予算（予算審査特別委員会）＜P 4～P 7＞
追加日程第 2	議案第 28 号	令和 6 年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算（予算審査特別委員会）＜P 4～P 7＞
追加日程第 3	議案第 29 号	令和 6 年度足寄町簡易水道特別会計予算（予算審査特別委員会）＜P 4～P 7＞
追加日程第 4	議案第 30 号	令和 6 年度足寄町介護保険特別会計予算（予算審査特別委員会）＜P 4～P 7＞
追加日程第 5	議案第 31 号	令和 6 年度足寄町介護サービス事業特別会計予算（予算審査特別委員会）＜P 4～P 7＞
追加日程第 6	議案第 32 号	令和 6 年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員会）＜P 4～P 7＞
追加日程第 7	議案第 33 号	令和 6 年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計予算（予算審査特別委員会）＜P 4～P 7＞
追加日程第 8	議案第 34 号	令和 6 年度足寄町上水道事業会計予算（予算審査特別委員会）＜P 4～P 7＞
追加日程第 9	議案第 35 号	令和 6 年度足寄町下水道事業会計予算（予算審査特別委員会）＜P 4～P 7＞
追加日程第 10	議案第 36 号	令和 6 年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算（予算審査特別委員会）＜P 4～P 7＞
追加日程第 11	会議案第 1 号	足寄町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について＜P 7＞
追加日程第 12	選挙第 1 号	選挙管理委員会委員及び補充員の選挙＜P 7～P 8＞
追加日程第 13	議員派遣の件	＜P 8＞
追加日程第 14	所管事務調査期限の延期について	（文教厚生常任委員会）＜P 8＞
追加日程第 15	閉会中継続調査申出書	（総務産業常任委員会・広報広聴常任委員会・議会運営委員会）＜P 8＞

午前１０時００分 開議

◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） 全員の出席であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告をお願いします。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君） 昨日開催されました、第１回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日、３月１９日は、最初に意見書案第１号を即決で審議いたします。

次に、本会議休憩中に予算審査特別委員会を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 意見書案第１号

○議長（高橋秀樹君） 日程第１ 意見書案第１号将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する意見書の件を議題とします。

本件については、条例第６５条第３項の規定により提案理由の説明を省略いたします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めま

す。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第１号将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する意見書の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第１号将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩中に、予算審査特別委員会を開催願います。

午前１０時０３分 休憩

午前１１時２３分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、暫時休憩します。

休憩中に、議会運営委員会を開催いたします。

なお、昼食のため午後１時まで休憩といたします。

午前１１時２３分 休憩

午後 １時００分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告をお願いします。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君） 先ほど開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

これより、本日の日程に追加し、３月１４日の本会議で予算審査特別委員会に付託しました、議案第２７号から議案第３６号までの令和６年度予算についての審査報告を受け、

審議を行います。

次に、会議案第1号、選挙第1号を即決で審議いたします。

次に、議員派遣の件と、文教厚生常任委員会からの所管事務調査期限の延期について、総務産業常任委員会、広報広聴常任委員会、議会運営委員会からの閉会中継続調査申出書について審議いたします。

以上で、本定例会における議案等の審議は本日をもって全て終了する予定であります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、委員長の報告を終わります。

お諮りします。

足寄町議会総合条例第45条の規定により、追加議案を別紙追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することに決定いたしました。

◎ 議案第27号から議案第36号まで

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第1 議案第27号令和6年度足寄町一般会計予算の件から、追加日程第10 議案第36号令和6年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算の件までの10件を一括議題とします。

本件における委員長の報告は、別紙配付のとおり原案可決です。

これにて、委員長の報告を終わります。

これから、議案第27号令和6年度足寄町一般会計予算の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 次に、賛成討論の発言を許します。

3 番 榊原深雪議員。

○3 番（榊原深雪君） 令和6年度予算に対

しましての賛成討論を申し上げます。

町長の行政執行方針の中で示されました予算編成の重点方針と行政部門ごとの予算に対しまして、詳細な御説明をいただきました。

医療や介護の推進、人口減少対策の推進など5点の重点方針の達成に向けての予算編成と、行政面積が広い当町においては、道路や橋梁をはじめ過去に整備した施設と設備の改修や長寿命化を図ること、または更新時期を迎えているものもあり、そのような中でも行政のデジタル化やゼロカーボン推進に取り組まなければならない、様々な課題が挙げられていますので、それぞれへの予算配分には苦慮されたことと思います。

限りある予算を活用して健全財政の堅持に努め、簡素で効果的な行政運営と働き方改革を進め、町民との対話を大切にして、誰もが住民に優しい役場と感じていただけるまちづくりを議会との連携の下、進めていくと約束されました。町長のリーダーシップに期待するところですが、町長お一人でできることではなく、大勢の職員の皆さんがやるべきことを認識され、個々の能力を十分に発揮されることにより目標が達成されることと思います。

行政執行方針のとおり推進されることを期待いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（高橋秀樹君） 他に賛成討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで討論を終わります。

これから、議案第27号令和6年度足寄町一般会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第27号令和6年度足寄町一般会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 28 号令和 6 年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで討論を終わります。

これから、議案第 28 号令和 6 年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第 28 号令和 6 年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 29 号令和 6 年度足寄町簡易水道特別会計予算の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで討論を終わります。

これから、議案第 29 号令和 6 年度足寄町簡易水道特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第 29 号令和 6 年度足寄町簡易水道特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 30 号令和 6 年度足寄町

介護保険特別会計予算の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで討論を終わります。

これから、議案第 30 号令和 6 年度足寄町介護保険特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第 30 号令和 6 年度足寄町介護保険特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 31 号令和 6 年度足寄町介護サービス事業特別会計予算の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで討論を終わります。

これから、議案第 31 号令和 6 年度足寄町介護サービス事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第 31 号令和 6 年度足寄町介護サービス事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 32 号令和 6 年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算の件の討論を行

います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで討論を終わります。

これから、議案第32号令和6年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第32号令和6年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第33号令和6年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計予算の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで討論を終わります。

これから、議案第33号令和6年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第33号令和6年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第34号令和6年度足寄町上水道事業会計予算の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで討論を終わります。

これから、議案第34号令和6年度足寄町上水道事業会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第34号令和6年度足寄町上水道事業会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第35号令和6年度足寄町下水道事業会計予算の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで討論を終わります。

これから、議案第35号令和6年度足寄町下水道事業会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第35号令和6年度足寄町下水道事業会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第36号令和6年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 次に、賛成討論の発

言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで討論を終わります。

これから、議案第36号令和6年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第36号令和6年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 会議案第1号

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第11 会議案第1号足寄町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君） ただいま議題となりました、会議案第1号足寄町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法及び地方自治法施行令の一部が改正され、議会の議員に係る請負に関する規制が緩和されたことを踏まえ、足寄町議会議員と足寄町との間の、同法第92条の2に規定する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務執行の適正を図るため、本条例を制定するものです。

条例の内容について御説明申し上げます。

第1条ではこの条例の目的を、第2条では報告の事項等を、第3条以降については報告一覧の作成及び公表等について、それぞれ規定しております。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用することとしております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、会議案第1号足寄町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、会議案第1号足寄町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 選挙第1号

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第12 選挙第1号選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、総合条例第49条第5項の規定により、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

よって、議長によって指名することに決定いたしました。

それでは、選挙管理委員会委員には、大野雅司君、日裏修身君、浅見優次郎君、鳥羽昇子君、以上の方を指名します。

次に補充員には、順位1位、久保正光君、順位2位、遠國直美君、順位3位、八重樫則子君、順位4位、澤山由紀夫君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名いたしました方を当選人と決めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、大野雅司君、日裏修身君、浅見優次郎君、鳥羽昇子君は選挙管理委員に当選されました。

順位1位、久保正光君、順位2位、遠國直美君、順位3位、八重樫則子君、順位4位、澤山由紀夫君は補充員に当選されました。

◎ 議員派遣の件

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第13 議員派遣の件を議題といたします。

本件について、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議ないものと認めます。

したがって、議員派遣の件は原案のとおり決定いたしました。

◎ 所管事務調査期限の延期について

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第14 所管事務調査期限の延期についての件を議題とします。

文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査については、調査が終わらないので、同委員会から次期定例会まで期限を延期したいとの要求がありました。

お諮りします。

委員会の要求のとおり、期限を延期することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査について、調査の期限を委員会の要求のとおり、次期定例会まで延期することに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続調査申出書

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第15 閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

総務産業常任委員会、広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、条例第136条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 閉会の議決

○議長（高橋秀樹君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

したがって、総合条例第28条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

◎ 閉会宣告

○議長（高橋秀樹君） これで、本日の会議を閉じます。

令和6年第1回足寄町議会定例会を閉会いたします。

午後 1時26分 閉会

